



# 鳥取県公報

平成 29 年 11 月 28 日(火)  
号外第 9 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|       |  |
|-------|--|
| ◇ 条 例 | 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (42) (障がい福祉課) . . . . . 3                                       |
|       | 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例<br>(43) (循環型社会推進課) . . . . . 4                              |
|       | 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業<br>特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例 (44) (農地・水保全課) . . . . . 5 |

## ==== 公布された条例のあらまし =====

## ◇鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 補助金の交付について定めた規定中引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改める。

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

## ◇鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

都市計画法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 環境美化促進地区の指定について定めた規定中引用する都市計画法の条項を改める。

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

## ◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

土地改良法の一部改正に伴い、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業特別徴収金徴収条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 市町村が処理する事務について定めた規定及び特別徴収金の徴収について定めた規定中引用する土地改良法の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第42号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> | <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第22項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> |

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第43号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(環境美化促進地区の指定)</p> <p>第9条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区（以下「指定地区」という。）として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第9条第10項</u>に規定する商業地域の区域</p> <p>(5) 略</p> <p>2～5 略</p> | <p>(環境美化促進地区の指定)</p> <p>第9条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区（以下「指定地区」という。）として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第9条第9項</u>に規定する商業地域の区域</p> <p>(5) 略</p> <p>2～5 略</p> |

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第44号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後  |      | 改正前  |      |
|--|------|--|------|
| 別表(第2条関係)  |      | 別表(第2条関係)  |      |
| 事務   | 市町村等 | 事務   | 市町村等 |
| 略  |      | 略  |      |
| 24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(17) 略<br>(18) <u>第113条の3第1項</u> の規定による土地改良事業の工事の着手等の届出の受理(第95条第1項に規定する者又はこれらの者が行う土地改良事業に係るものに限る。(19)から(22)までにおいて同じ。)<br>(19) <u>第113条の3第2項</u> の規定による公告<br>(20)～(22) 略 | 略    | 24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(17) 略<br>(18) <u>第113条の2第1項</u> の規定による土地改良事業の工事の着手等の届出の受理(第95条第1項に規定する者又はこれらの者が行う土地改良事業に係るものに限る。(19)から(22)までにおいて同じ。)<br>(19) <u>第113条の2第2項</u> の規定による公告<br>(20)～(22) 略 | 略    |
| 略  |      | 略  |      |

(国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正)

第2条 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例(平成19年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (特別徴収金の徴収)<br>第2条 県は、国営土地改良事業(別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受 | (特別徴収金の徴収)<br>第2条 県は、国営土地改良事業(別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受 |

|  |  |
|--|--|
| <p>ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日) 以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日) 以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。